肝がんや重度肝硬変の 患者さんの支援のため

指定医療機関

になっていただくようお願いします。

(学肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業では、

研究(※1)への参加に同意した患者さんが、

指定医療機関(※2)に入院した場合の医療費を助成しています(※3)。

- ※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院患者を対象に、臨床データを収 集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制に繋がるガイドラインの作成などを 目指す厚生労働省の研究です。
- ※2 指定医療機関は、県が指定します。肝がん・重度肝硬変の患者さんに適切に入院医療を行うことができれば、指定医療機関になれます。
- ※3 高額療養費算定基準額を超えた入院が、過去12月中に既に3月以上となる場合に、4月目以降の入院での基準額と1万円(患者さんの自己負担額)の差額を公費で負担します。

指定医療機関になった場合に行っていただきたいこと

入院記録票の記載

(患者さんの入院のときに行ってください。

最初の入院のときは入院記録票の配布もお願いします。)

患者さんへの制度の案内

(県が作成したリーフレットを活用してください。)

臨床調査個人票の作成

(臨床調査個人票は、診断書に類した内容の書類です。)

公費負担医療の請求

等

事業」から、 事業の詳細を 確認すること ができます。



指定医療機関になるには、指定申請書の提出が必要です。

問い合わせ先:秋田県保健・疾病対策課

018-860-1424